

北海道湧別町 ふるさと応援寄附金申込書

(1枚目)

湧別町長 様

申込日: 令和 年 月 日

湧別町を応援するため、次のとおり寄附をしたいので申し込みます。

自治体CD: 015598

(本申込書は、郵送またはファックスでお送りください。なお、ホームページから申し込みすることもできますので、ご活用ください。)

※湧別町内在住者につきましてはお礼の品は発送されません。あらかじめご了承ください。

▼ 寄附者情報		※個人情報の取り扱いについて 寄附金の受付及び入金に係る確認・連絡等に利用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。			
フリガナ					
氏名	(団体の場合は、名称・代表者名)				
住所	〒	-	都 道 府	市 区 町	
電話番号			E-mail		
情報公開	<input type="checkbox"/> 承諾する	<input type="checkbox"/> 承諾しない	※ 承諾された場合は、氏名・住所(市区町村名)・寄附金額等を町ホームページや広報紙などで公表させていただく場合がございます。		
ワンストップ特例申請書	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	生年月日	明・大昭・平	年 月 日
※給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに寄附金控除を受ける申請です。ただし、年間5団体以内の寄附の場合に限ります。					

▼ 寄附・使途情報					
金額			円	※ 10,000円以上ご寄附をされた町外在住の個人の方に寄附金額に応じてお礼の品を進呈します。(年度内に何回でもご利用いただけます。)	
支払方法	<input type="checkbox"/> 払込取扱票	※ 払込取扱票(郵便局専用)は、申込日から起算して10日程度でお届けしますので、最寄りの郵便局からお振込みください。			手数料無料
	<input type="checkbox"/> 銀行振込	遠軽信用金庫中湧別支店 普通 1033622 湧別町会計管理者			手数料はご負担ください
	<input type="checkbox"/> 現金書留	<送り先> 〒099-6592	北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318 企画財政課 宛		手数料はご負担ください
	<input type="checkbox"/> 自治体窓口	湧別町役場 企画財政課 窓口にてお支払いください。			
使途 (一つお選びください)	<input type="checkbox"/>	誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり	保健・医療・福祉サービスや子育て支援体制の充実などに活用させていただきます。		
	<input type="checkbox"/>	豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり	特色ある教育環境の整備、地域内外との交流の拡大、歴史や文化の継承などに活用させていただきます。		
	<input type="checkbox"/>	豊かな自然と産業がともに息づく活力あふれるまちづくり	農林水産業の基盤強化、商工業の活性化や雇用と起業の促進、観光の振興などに活用させていただきます。		
	<input type="checkbox"/>	安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり	生活基盤づくり、防災・防犯体制の充実などに活用させていただきます。		
	<input type="checkbox"/>	町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり	住民参加のまちづくり、コミュニティの醸成などに活用させていただきます。		
	<input type="checkbox"/>	自治体におまかせ			

▼ お届け先情報		※ 寄附者情報と異なる場合のみご記入ください。			
フリガナ			電話番号		
氏名					
住所	〒	-	都 道 府 県	区 市 郡	

お礼の品情報

(2 枚目)

寄附者氏名	0	電話番号	0
▼ お礼の品情報 ※10,000円以上のご寄附をいただきました方は、寄附金額に応じてお選びください。			
お礼の品 選択方法	お礼の品に対応する寄附金額の範囲内であれば、複数のお礼の品をお選びすることができます。		
	〈お礼の品の選択(例)〉		
	寄附金額 10,000円以上で	…	10,000円のお礼の品×1品
	寄附金額 20,000円以上で	…	20,000円のお礼の品×1品 10,000円のお礼の品×2品
	寄附金額 30,000円以上で	…	30,000円のお礼の品×1品 10,000円のお礼の品×3品 20,000円のお礼の品×1品+10,000円のお礼の品×1品 など
寄附金額200,000円以上で	…	40,000円のお礼の品×1品+35,000円のお礼の品×1品 +25,000円のお礼の品×2品 など	
辞退	<input type="checkbox"/>	お礼の品を辞退する ※ お受取をご希望されない方のみチェックをご記入ください。	
	お礼の品番号	お礼の品	お礼の品の金額
1	No -		円
2	No -		円
3	No -		円
4	No -		円
5	No -		円
6	No -		円
7	No -		円
8	No -		円
9	No -		円
10	No -		円
◆金額合計が寄附金額を超えていないか確認ください。 ⇒			お礼の品の金額合計 円
◆但し、寄附金額以下をお選びいただいた場合は一部辞退とさせていただきます。			
ご注意	※ お礼の品は、ご入金確認後、約2週間～1か月ほどでお届けとなり、お届け希望日時を指定することはできません。 ※ 季節や時期によりお手配にお時間がかかる場合がございます。 万が一、品切れ等によりお手配できない場合はご連絡いたします。 ※ 制度改正等によりお礼の品の贈呈を中止する場合はホームページ等でお知らせしますので、事前にご確認ください。		
▼ 湧別町へのご意見・メッセージがございましたらご記入ください。			

<お問合せ先>

■ふるさと納税全般に関するお問合せ先
 湧別町役場 企画財政課 未来づくりグループ
 TEL 01586-2-5862 FAX 01586-2-2511
 メールアドレス: furusato.kifu@town.yubetsu.lg.jp

■お礼の品発送に関するお問合せ先
 ふるさと納税商品お問合せセンター
 TEL 01586-8-7450
 営業時間 10:00～16:00 (土日祝日・12/29～1/3休み)



北海道湧別町

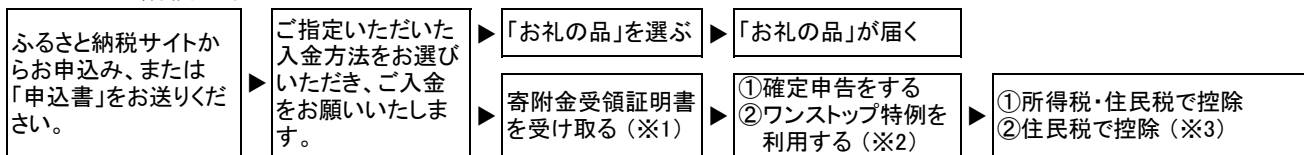
『人と自然が輝くオホーツクのまち ゆうべつ』

湧別町は、オホーツク海と日本三大湖の一つサロマ湖や緑豊かで肥沃な農地や山林を有する自然環境に恵まれた町です。「海明けの毛がに漁」「たまねぎの苗植え」「ホタテの稚貝放流」「チューリップフェア」で春の訪れを感じ、6月の「サロマ湖100kmウルトラマラソン」から秋の「たまねぎなどの農産物」の収穫時期まで、まちは活気にあふれています。

ふるさと納税の使いみち

①誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり	保健・医療・福祉サービスや子育て支援体制の充実などに活用させていただきます。
②豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり	特色ある教育環境の整備、地域内外との交流の拡大、歴史や文化の継承などに活用させていただきます。
③豊かな自然と産業がともに息づく活力あふれるまちづくり	農林水産業の基盤強化、商工業の活性化や雇用と起業の促進、観光の振興などに活用させていただきます。
④安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり	生活基盤づくり、防災・防犯体制の充実などに活用させていただきます。
⑤町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり	住民参加のまちづくり、コミュニティの醸成などに活用させていただきます。

ふるさと納税の流れ



※1: 確定申告には「寄附金受領証明書」が必要です。紛失されないようご注意ください。「寄附金受領証明書」は申告書の氏名で発行します。再発行や発行後の氏名変更はできませんのでご注意ください。

※2: 確定申告をする必要のない方が、ふるさと納税先団体(自治体)に「申告特例申請書」を提出いただくことで、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられます。ただし、年間5自治体以内に限りです。

※3: ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税からの控除は行われず、全額が翌年度分の住民税から控除されます。「住民税決定通知書」で控除額をご確認ください。

税金控除の概要

自己負担額	所得税からの控除	住民税からの控除 【基本分】	住民税からの控除 【特例分】
2,000円	(ふるさと納税額-2,000円) × 所得税率	(ふるさと納税額-2,000円) × 住民税率(10%)	(ふるさと納税額-2,000円) × (90%-所得税率)
	※控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限	※控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限	※所得割額の20%が上限 (所得税は復興特別所得税を含む)

【寄附の申込み、用途に関するお問合せ】

湧別町役場 企画財政課 未来づくりグループ
TEL 01586-2-5862 FAX 01586-2-2511
メールアドレス: furusato.kifu@town.yubetsu.lg.jp

【お礼の品に関するお問合せ】

ふるさと納税商品お問合せセンター
TEL 01586-8-7450
営業時間 10:00~16:00 (土日祝日・12/29~1/3休み)

◆ 令和7年4月現在の内容を掲載しています。
掲載内容については、予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。